



第84回

# 定時株主総会 招集ご通知

日時

2026年

6月25日(木曜日) 午前10時

場所

北浜フォーラム | 大阪市中央区北浜一丁目8番16号  
(大阪証券取引所ビル 3階)会議室 A・B・C

末尾の「株主総会会場のご案内」をご参照ください。

決議事項

第1号議案 剰余金の処分の件

第2号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)4名選任の件

第3号議案 監査等委員である取締役2名選任の件

第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

【株主提案 第5号議案から第7号議案まで】

第5号議案 自己株式取得の件

第6号議案 社外取締役の員数に関する定款変更の件

第7号議案 定時株主総会の基準日に関する定款変更の件

Energy & Ecology



スマートフォンでらくらく!

招集通知の閲覧も、議決権行使も  
QRコード\*を1つ読み取れば、  
どちらも簡単に行うことができます。

## お土産配布の取りやめについて

株主総会にご出席の株主の皆様にお配りしておりましたお土産につきましては、本年もご用意いたしておりません。何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

株主各位

証券コード：1976

2026年6月4日

大阪市西区京町堀一丁目8番5号  
**明星工業株式会社**  
取締役社長 柳瀬 徹次

## 第84回 定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第84回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、議決権はインターネット等または書面によって行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、**2026年6月24日（水曜日）午後5時までに議決権を行使ください**ますようお願い申し上げます。

議決権行使方法についてのご案内は、3頁から5頁をご覧ください。

敬 具

記

1	日 時	2026年6月25日（木曜日）午前10時
2	場 所	大阪市中央区北浜一丁目8番16号 <b>北浜フォーラム</b> （大阪証券取引所ビル 3階）会議室A・B・C 末尾の「株主総会会場のご案内」をご参照ください。
3	報告事項	1. 第84期（2025年4月1日から2026年3月31日まで）事業報告、連結計算書類 ならびに会計監査人および監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件 2. 第84期（2025年4月1日から2026年3月31日まで）計算書類報告の件
	目的事項 決議事項	<b>【会社提案 第1号議案から第4号議案まで】</b> 第1号議案 剰余金の処分の件 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件 第3号議案 監査等委員である取締役2名選任の件 第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件 <b>【株主提案 第5号議案から第7号議案まで】</b> 第5号議案 自己株式取得の件 第6号議案 社外取締役の員数に関する定款変更の件 第7号議案 定時株主総会の基準日に関する定款変更の件

以 上

当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

## 電子提供措置に関する事項について

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

<当社ウェブサイト>

<https://www.meisei-kogyo.co.jp/ir/library/meeting/>



<株主総会資料 掲載ウェブサイト>

<https://d.sokai.jp/1976/teiji/>



<東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）>

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



上記の東京証券取引所のウェブサイトアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「明星工業」または「コード」に「1976」（半角）を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類/PR情報」の順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。

- 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前および修正後の事項を掲載いたします。
- 本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたします。

なお、電子提供措置事項のうち、以下に掲げる事項につきましては、法令および当社定款第18条の規定に基づき、上記の各ウェブサイトに掲載しておりますので、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載していません。なお、会計監査人および監査等委員会は次の事項を含む監査対象書類を監査しております。

- ①事業報告の「会社の業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況」「会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」
- ②連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」
- ③計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」

# 議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権行使は、次のいずれかの方法により行使いただくことができます。

株主総会へのご出席



議決権行使書用紙をご持参いただき、会場受付にご提出ください。

株主総会開催日時

2026年6月25日(木曜日)  
午前10時

インターネット等



インターネット等による議決権行使方法のご案内をご覧ください。画面の案内に従って、議案に対する賛否をご入力ください。

行使期限

2026年6月24日(水曜日)  
午後5時までに入力

書面の郵送



議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、行使期限までに到達するようご返送ください。

行使期限

2026年6月24日(水曜日)  
午後5時までに入力

[詳細は4頁をご覧ください](#)

[詳細は5頁をご覧ください](#)

## インターネット等による議決権行使についての注意事項

インターネット等と書面により重複して議決権を行使された場合は、インターネット等による議決権行使を有効なものとし、最後に行使されたものを有効な議決権行使として取り扱うことといたします。

インターネットでの議決権行使について操作方法が不明な場合は、下記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル

 0120-652-031 [受付時間 午前9時～午後9時]

# インターネット等による 議決権行使方法のご案内

インターネット等行使期限  
2026年6月24日（水）午後5時まで

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

## スマートフォン等による議決権行使方法

- 1 議決権行使書用紙に記載のQRコード®を読み取ります。
- 2 株主総会ポータル®トップ画面から「議決権行使へ」ボタンをタップします。
- 3 スマート行使®トップ画面が表示されます。以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



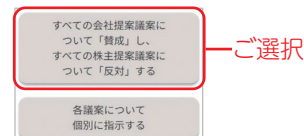
※QRコードは(株)デンソーウェブの登録商標です。



当社取締役会は、株主提案に反対しております。

会社提案・当社取締役会の意見にご賛同いただける場合は、右図のようにご選択ください。

(すべての会社提案議案について「賛成」し、すべての株主提案議案について「反対」するをご選択)



## ご注意事項

一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」「パスワード」をご入力いただく必要があります。

## PC等による議決権行使方法

以下のURLより議決権行使書用紙に記載のログインID・パスワードをご入力の上アクセスしてください。ログイン以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

株主総会ポータルURL ▶<https://www.soukai-portal.net>

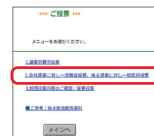
議決権行使ウェブサイトも引き続きご利用いただけます。 ▶<https://www.web54.net>

当社取締役会は、株主提案に反対しております。

会社提案・当社取締役会の意見にご賛同いただける場合は、

右図のようにご選択ください。

(「2.会社提案に対し一括賛成投票、株主提案に対し一括反対投票」をご選択)



「2.会社提案に対し一括賛成投票、株主提案に対し一括反対投票」をご選択

機関投資家の皆様に関しましては、本総会につき、株式会社ICJの運営する「議決権電子行使プラットフォーム」から電磁的方法による議決権行使を行っていただくことも可能です。

# 書面による議決権行使のご案内

**行使期限** 2026年6月24日（水曜日）午後5時までに到着

本株主総会におきましては、会社提案（取締役会からご提案させていただく議案）と株主提案（一部の株主様からご提案された議案）の決議を行います。

第5号議案から第7号議案は、一部の株主様からのご提案です。  
当社取締役会としては、これらの議案いずれにも反対しております。  
詳細は16頁以降をご参照ください。

議決権行使書用紙の記入例は、下記のとおりです。  
インターネット等により議決権を行使いただく場合も、記入例をご参照のうえ、賛否をご入力ください。



■記入方法のご案内 議決権行使書用紙はイメージです。

議決権行使書 株主番号 ○○○○○○ 議決権の数 XX個

御中

××××年 ×月××日

1. \_\_\_\_\_  
2. \_\_\_\_\_  
3. \_\_\_\_\_  
4. \_\_\_\_\_

スマートフォン用  
議決権行使  
ウェブサポ  
ログインQRコード

見本

○○○○○○

各議案の賛否をご表示ください。

賛成の場合 「賛」の欄に○印  
反対の場合 「否」の欄に○印

■議決権行使書用紙の記載例

記載例は、会社提案すべて賛成・株主提案すべて反対の場合のものです。

会社提案				株主提案		
第1号議案	第2号議案	第3号議案	第4号議案	第5号議案	第6号議案	第7号議案
賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛
否	否	否	否	否	否	否

第1号議案から第4号議案は当社取締役会からご提案させていただく議案です。

第5号議案から第7号議案は一部の株主様からご提案された議案です。

当社取締役会は、株主提案のいずれにも反対しております。ご賛同いただける場合、株主提案には「否」の○印をご表示ください。

各議案に対して賛否の表示がない場合は、会社提案については「賛」、株主提案については「否」の表示があったものとしてお取扱いいたします。

## 第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、株主の皆様への利益還元を経営上の重要な施策の一つとして位置付け、業績や財政状況等を勘案し、配当方針に基づき総合的に判断いたしております。

第84期の期末配当につきましては、当該方針を踏まえ、次のとおりといたしたいと存じます。

1. 配当財産の種類

金銭

2. 配当財産の割当てに関する事項およびその総額

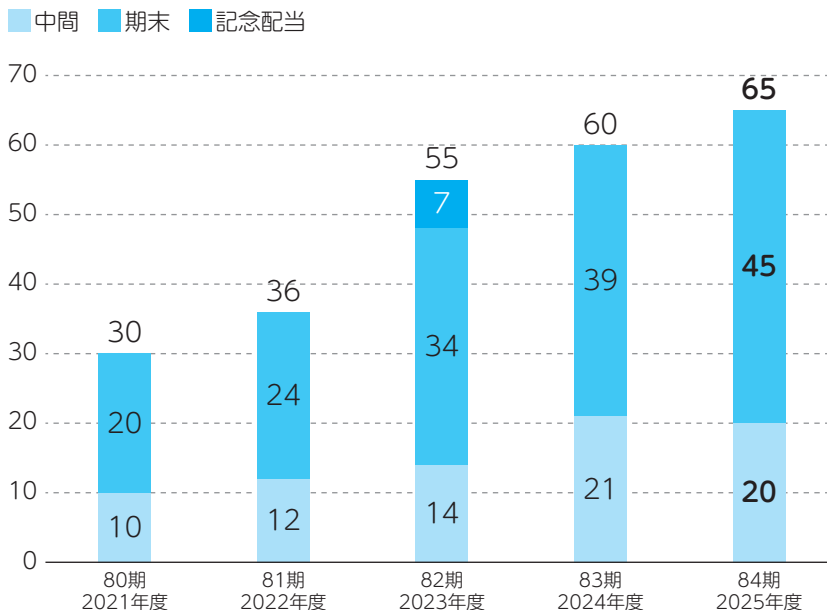
当社普通株式1株につき金45円 総額 2,071,916,820円

なお、中間配当金として1株につき20円をお支払いいたしておりますので、当期の年間配当金は1株につき65円となります。

3. 剰余金の配当が効力を生じる日

2026年6月26日

1株当たり配当金の推移 (円)



## 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）全員（4名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役4名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案について、指名・報酬委員会において検討がなされましたが、意見はございませんでした。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名		当社における地位および担当	取締役会出席状況
1	柳瀬 徹次	再任	代表取締役社長	15回/15回
2	篠原 基嗣	再任	取締役 執行役員 支店統括部長、技術統括部長 兼 品質・安全管理部、調達部および浜松工場 担当	15回/15回
3	藤野 景三	再任	取締役 執行役員 営業統括部長、工事統括部長 およびタングー プロジェクト ディレクター	15回/15回
4	都木 裕	再任	取締役 執行役員 管理本部長、総務部長および経営企画室長 兼 関連会社 担当	15回/15回

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者である取締役がその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害が補填されます。なお、各候補者の選任をご承認いただいた場合は、当該保険契約の被保険者となり、任期中に当該保険契約を更新する予定であります。

候補者番号

1



再任

新任

社外

独立役員

やなせ てつじ  
柳瀬 徹次 (1961年1月24日生)

所有する当社株式の数 14,500 株

●略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

- 1983年 3月 当社入社
- 2008年 4月 当社営業統括部東京営業1部長
- 2018年 6月 当社執行役員 営業統括部海外営業推進部長 兼  
イクシス プロジェクト プロジェクトマネージャー
- 2019年 4月 当社執行役員 営業統括部営業事業部海外営業推進部長
- 2020年 6月 当社取締役 執行役員 営業統括部副統括部長 兼 海外営業推進部長
- 2021年 6月 当社取締役 執行役員 工事統括部長 兼 海外営業推進部長
- 2022年 6月 当社取締役 常務執行役員 支店統括部長 兼 調達部 担当
- 2023年 7月 当社代表取締役社長 (現任)

[重要な兼職の状況] —

候補者番号

2



再任

新任

社外

独立役員

しのはら もとし  
**篠原 基嗣** (1963年7月24日生)

所有する当社株式の数 15,800 株

## ●略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

- 1986年3月 当社入社
- 2007年7月 当社支店統括中国・四国支店長
- 2011年4月 当社環境事業統括部担当部長 兼 環境部長
- 2013年6月 当社執行役員 環境事業統括部長 兼 環境部長
- 2017年6月 当社取締役 執行役員 支店統括副統括
- 2019年6月 当社取締役 執行役員 支店統括副統括 兼 環境部長
- 2021年6月 当社取締役 執行役員 営業統括部長
- 2022年6月 当社取締役 執行役員 営業統括部長 兼 工事統括部長
- 2023年7月 当社取締役 執行役員 工事統括部長、技術統括部長 兼 品質・安全管理部および浜松工場 担当
- 2024年6月 当社取締役 執行役員 支店統括部長、技術統括部長 兼 品質・安全管理部および調達部 担当
- 2025年4月 当社取締役 執行役員 支店統括部長、技術統括部長 兼 品質・安全管理部、大阪調達部および東京調達部 担当
- 2026年4月 当社取締役 執行役員 支店統括部長、技術統括部長 兼 品質・安全管理部、調達部および浜松工場 担当 (現任)

.....  
[重要な兼職の状況] 日本ケイカル株式会社 取締役

候補者番号

3



再任

新任

社外

独立役員

ふじの けいぞう  
**藤野 景三** (1960年3月11日生)

所有する当社株式の数 14,700 株

●略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

- 1983年 3月 当社入社
- 2008年 4月 当社営業統括部東京営業2部長
- 2017年 6月 当社執行役員 営業統括部東京営業部長
- 2019年 6月 当社取締役 執行役員 営業統括部営業事業部長、東京営業部長 兼  
 タングー プロジェクト ディレクター
- 2020年 6月 当社取締役 執行役員 営業統括部長、東京営業部長 兼  
 タングー プロジェクト ディレクター
- 2021年 6月 当社取締役 執行役員 営業統括部副統括部長、東京営業部長 兼  
 タングー プロジェクト ディレクター
- 2022年 6月 当社取締役 執行役員 営業統括部副統括部長、東京営業部長、  
 海外営業推進部長 兼 タングー プロジェクト ディレクター
- 2023年 7月 当社取締役 執行役員 営業統括部長 兼 タングー プロジェクト ディレクター
- 2024年 6月 当社取締役 執行役員 営業統括部長、タングー プロジェクト ディレクター兼 浜松工場 担当
- 2025年 4月 当社取締役 執行役員 営業統括部長、工事統括部長、長崎営業部長および  
 タングー プロジェクト ディレクター 兼 浜松工場 担当
- 2026年 4月 当社取締役 執行役員 営業統括部長、工事統括部長および  
 タングー プロジェクト ディレクター (現任)

.....  
**[重要な兼職の状況]** 明星建工株式会社 取締役  
 MEISEI NIGERIA LIMITED 代表取締役

# 株主総会参考書類

候補者番号

4



再任

新任

社外

独立役員

と き ゆたか  
**都木 裕** (1960年10月11日生)

所有する当社株式の数 12,600 株

## ●略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1985年 3 月 当社入社

2016年 5 月 当社総務部長

2020年 6 月 当社執行役員 総務部長

2024年 6 月 当社取締役 執行役員 管理本部長 兼 関連会社担当

2026年 4 月 当社取締役 執行役員 管理本部長、総務部長 および 経営企画室長 兼 関連会社担当 (現任)

### [重要な兼職の状況]

明星建工株式会社 取締役

メイセイ工事株式会社 代表取締役

株式会社メイセイクリエート 代表取締役

## 第3号議案

## 監査等委員である取締役2名選任の件

監査等委員である取締役 西村強および高橋理恵子の2名は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査等委員である取締役2名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名	再任	当社における地位および担当	監査等委員会出席状況
1	にしむら つよき 西村 強	再任	社外取締役 監査等委員	15回/15回
2	たかはし りえこ 高橋 理恵子 (現姓：田中)	再任	社外取締役 監査等委員	15回/15回

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 西村強および高橋理恵子の両氏は、社外取締役候補者であります。
3. 西村強および高橋理恵子の両氏は、現在、当社の監査等委員である社外取締役であります。両氏の在任期間は、本総会終結の時をもって西村強氏は4年、高橋理恵子氏は2年となります。
4. 社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要  
西村強および高橋理恵子の両氏を社外取締役候補者とした理由は、両氏は直接企業の経営に関与された経験はありませんが、西村強氏は、公認会計士として財務および会計に関する豊富な知見を有し、高橋理恵子氏は、弁護士として企業法務等に関する豊富な知見を有しております。いずれも専門的な観点および独立の立場から取締役の職務執行に対する監督、助言をいただくことを期待したためであります。
5. 責任限定契約の内容の概要  
当社は、西村強および高橋理恵子の両氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。両氏の選任をご承認いただいた場合は、両氏との当該契約を継続する予定であります。
6. 役員等賠償責任保険契約の内容の概要  
当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者である監査等委員である取締役がその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害が補填されます。なお、各候補者の選任をご承認いただいた場合は、当該保険契約の被保険者となり、任期途中に当該保険契約を更新する予定であります。
7. 当社は、西村強氏および高橋理恵子氏の両氏を金融商品取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。両氏の選任をご承認いただいた場合は、引き続き両氏を独立役員とする予定であります。

# 株主総会参考書類

候補者番号

1

にしむら つよき

**西村 強**

(1973年8月16日生)

所有する当社株式の数

0 株



再任

新任

社外

独立役員

## ●略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1998年10月 太田昭和監査法人（現 EY新日本有限責任監査法人）大阪事務所 入所

2002年 5月 公認会計士登録

2017年10月 EY新日本有限責任監査法人 退所

ストロング会計事務所開設 所長（現任）

2018年 1月 ストロングアライアンス合同会社設立 代表社員（現任）

2022年 6月 当社社外取締役（監査等委員）（現任）

【重要な兼職の状況】 ストロング会計事務所 所長  
ストロングアライアンス合同会社 代表社員

候補者番号

2

たかはし りえこ  
**高橋 理恵子**

(現姓：田中)

(1985年12月3日生)

所有する当社株式の数

0 株



再任

新任

社外

独立役員

## ●略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

2011年12月 弁護士登録

2012年 1月 弁護士法人淀屋橋・山上合同入所

2017年 4月 トヨタメディアサービス株式会社（現トヨタコネクティッド株式会社）出向

2022年 4月 弁護士法人淀屋橋・山上合同 パートナー弁護士（現任）

2023年 5月 マックスバリュ東海株式会社 社外監査役（現任）

2024年 6月 当社社外取締役（監査等委員）（現任）

【重要な兼職の状況】 弁護士法人淀屋橋・山上合同 パートナー弁護士  
マックスバリュ東海株式会社 社外監査役

## ご参考

【本総会終了後の各取締役のスキルマトリックス】

	氏名	社外 独立	取締役 会議長	企業 経営	営業 ・ 事業 戦略	工事 ・ 技術 ・ 研究 開発	人事 ・ 労務 ・ ダイバ ーシテ ィ	財務 ・ 会計	法務 ・ コンプ ライア ンス	ESG ・ リスク 管理
取締役	柳瀬 徹次		○	○	○	○				○
	篠原 基嗣			○	○	○				○
	藤野 景三			○	○	○				○
	都木 裕			○			○	○	○	○
取締役 (監査等委員)	高瀬 善久			○	○	○				○
	上村 恭一	○						○		○
	岸田 光正	○						○		○
	西村 強	○						○		○
	高橋理恵子	○					○		○	○

第4号議案

補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

2024年6月20日開催の第82回定時株主総会において補欠の監査等委員である取締役に選任された宇都宮一志氏の選任の効力は、本総会の開始の時までとされておりますので、法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、改めて補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いするものであります。

なお、補欠の監査等委員である社外取締役候補者宇都宮一志氏は、監査等委員である社外取締役が法令に定める員数を欠くことになった場合を就任の条件とし、その任期は退任した監査等委員である取締役の任期が満了する時までとなります。

本議案につきましては監査等委員会の同意を得ております。  
補欠の監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。



社外

独立役員

う つ の み や      ひ と し  
**宇都宮 一志** (1971年12月8日生)      所有する当社株式の数      0 株

● 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

- 1995年4月 日商岩井株式会社（現 双日株式会社）入社
- 2004年10月 弁護士登録  
清和法律事務所 入所
- 2011年1月 清和法律事務所 パートナー弁護士（現任）
- 2019年2月 象印マホービン株式会社 社外監査役
- 2020年2月 象印マホービン株式会社 社外取締役（監査等委員）（現任）

**【重要な兼職の状況】** 清和法律事務所 パートナー弁護士  
象印マホービン株式会社 社外取締役（監査等委員）

- (注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 宇都宮一志氏は、補欠の監査等委員である社外取締役候補者であります。
3. 補欠の監査等委員である社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要  
補欠の監査等委員である社外取締役候補者の宇都宮一志氏は、直接企業の経営に関与された経験はありませんが、弁護士として企業法務等に関する豊富な知見を有しておられます。当社の業務執行に関する意思決定において、適法性および妥当性の見地から監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行していただくことを期待し、選任をお願いするものであります。
4. 宇都宮一志氏が監査等委員である取締役に就任した場合、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額といたします。また、当社は保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、監査等委員である取締役の会社に対する損害賠償責任と第三者に対する損害賠償責任の損害を填補することとしております。宇都宮一志氏が監査等委員である取締役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。
5. 当社は在任中の監査等委員である社外取締役を金融商品取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。宇都宮一志氏が監査等委員である取締役に就任した場合は、同氏を独立役員として届け出る予定であります。

## <株主提案（第5号議案から第7号議案まで）>

第5号議案から第7号議案までは、一部の株主様からのご提案によるものであります。

なお、議案の件名、その要領および提案の理由は、提案株主様から提出された株主提案書の項目番号を除き、原文のまま記載しております。

## 第5号議案 自己株式取得の件

### (1) 議案の要領

会社法第156条第1項の規定に基づき、本定時株主総会終結の時から1年以内に、当社普通株式を、株式総数5,510,000株、取得価額の総額金10,470,000,000円を限度として、金銭の交付をもって取得することとする。

### (2) 提案の理由

当社の株価は昨年来緩やかな上昇傾向にあります。市場は当社の対策がまだ不十分であると評価しているものと言えます。そこで、更なる当社の株主還元の拡充及び資本効率の向上を図るため、当社が発行済株式総数の約10%を自己株式として取得し、会社法第178条に基づき消却する施策を採用すべきと考えます。

### 取締役会の意見

## 取締役会としては、本株主提案に反対いたします。

当社は、1944年の創業以来、「顧客の創造と信頼の確保」、「社会への貢献」、「未来への挑戦」の3つの経営理念に基づき、コア事業である断熱工事・技術を通じて80年以上にわたりエネルギーの有効利用に貢献してまいりました。近年においては、地球温暖化の防止や化石燃料に代わる新たなエネルギーの普及といった世界的な課題への対応が重要性を増す中、これらの分野においても中長期的な成長を見据えた取り組みを進めております。

こうした経営理念及び取り組みの下、当社は、2024年5月24日に公表いたしました中期経営計画（2024～2026年度）においては、「未来の躍進に繋げる投資」をスローガンとして掲げ、持続的な収益基盤の強化や成長戦略の展開に向けた設備投資や事業領域の拡大を進めており、M&Aも視野に入れながら、断熱事業に続く新たな事業領域の育成に取り組んでおります。その結果、2026年3月期においては売上高602億円、当期純利益54億円を計上しており、中期経営計画の最終年度である2027年3月期には売上高610億円、当期純利益56億円を計画しております。

当社は、収益力の向上と健全な財務体質の維持が企業価値の拡大に繋がると考えており、株主の皆様に対する安定的な利益還元を、経営上の最重要課題の一つとして位置付けております。2023年3月期以降、継続的な増配を実施しており、さらに、この考え方の下、当社は、2025年5月9日に公表いたしました「配当方針の変更に関するお知らせ」において、配当方針を見直しました。具体的には、現行の中期経営計画（2024年度～2026年度）

## 株主総会参考書類

---

期間中においてDOE（株主資本配当率）を新たな指標として導入し、当社の配当方針を、「DOE 4%以上を目標とし、配当性向を30%から40%程度とすることを総合的に勘案する」へと変更しており、当該変更は、株主の皆様のご理解を得られるものと考えております。

さらに、当社定款第30条には、取締役会の決議により、市場取引等による自己株式の取得を行うことができる旨を定めておりますので、株主総会で決議することなく、機動的に自己株式の取得を行うことが可能です。このため、自己株式の取得については、当社定款に基づき、資本効率等を勘案しながら機動的に実施しており、直近では、2025年11月に取得価額の総額27.4億円、1,700,000株（発行済株式総数（自己株式を除きます。）に対する割合3.56%）の自己株式を取得するなど、株主の皆様への利益還元の実現及び資本効率の向上に向けた施策を実行いたしました。今後も自己株式の取得については、中期経営計画や資本政策、業績、事業投資や財務状況、当社株式の取引状況や株価水準等、取り巻く環境を総合的に勘案して実施してまいりたいと考えております。

以上のとおり、当社といたしましては、今後も、既存事業の深化・進化と持続的な成長戦略により経営基盤を強化し、サステナビリティ経営の推進などにより中長期的な企業価値向上に向けて取り組むとともに、株主の皆様への利益還元及び自己株式の取得を含む資本政策の強化を図ってまいりたいと考えております。

一方で、現在当社株価がPBR（株価純資産倍率）1倍以上である状況において、本定時株主総会で株主提案が求められる、1年以内に総額104.7億円の自己株式取得を決議することは、当社の2026年3月期実績の当期純利益が54億円であることなどを踏まえると、当社の年間営業キャッシュフロー水準を大幅に上回る規模となるものであり、過大な資金流出を伴うものといえます。このような高額、かつ短期的な自己株式の取得は、当社の機動的な成長投資の大きな制約になりかねず、中長期的成長と企業価値の持続的な向上の阻害要因となるおそれがあるため、現在の経営戦略に照らして適切ではないと判断いたします。

以上の理由により、当社取締役会としては本株主提案に反対いたします。

## 第6号議案

## 社外取締役の員数に関する定款変更の件

## (1) 議案の要領

当社の社外取締役を過半数とするため、当社の定款第19条を下記の通り変更する。なお、定時株主総会における他の議案（会社提案に係る議案を含む。）の可決により、本議案として記載した条文に形式的な調整（条文番号のずれの修正を含むが、これらに限られない。）が必要となる場合は、本議案に係る条文を、必要な調整を行った後の条文に読み替えるものとする。

変更前	変更後
(員数) 第19条 当会社に取締役（監査等委員であるものを除く。）は、12名以内とする。 2 当会社の監査等委員である取締役は、5名以内とする。 3 (新設)	(員数) 第19条 当会社に取締役（監査等委員であるものを除く。）は、12名以内とする。 2 当会社の監査等委員である取締役は、5名以内とする。 3 当会社の取締役の過半数は、 <u>会社法第2条第1項第15号に規定する社外取締役とする。</u>

## (2) 提案の理由

コーポレートガバナンス・コード原則4-8は、「独立社外取締役は会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に寄与するように役割・責務を果たすべきであり、プライム市場上場会社はそのような資質を十分に備えた独立社外取締役を少なくとも3分の1以上選任すべきである。また、上記にかかわらず、業種・規模・事業特性・機関設計・会社をとりまく環境等を総合的に勘案して、過半数の独立社外取締役を選任することが必要と考えるプライム市場上場会社は、十分な人数の独立社外取締役を選任すべきである。」と規定しています。また、コーポレートガバナンス・コード原則4-7は、独立社外取締役の役割・責務の一つとして、「経営陣・支配株主から独立した立場で、少数株主をはじめとするステークホルダーの意見を取締役会に適切に反映させること」を挙げています。

当社は、取締役9名のうち社外取締役は4名となっており、3分の1以上の要件は充たしているものの、より積極的に取締役の過半数を社外取締役とすることで、資本効率を上げ、株主還元を図り、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値向上に寄与するガバナンス体制を整えることができると考えます。

また、社外取締役の人数のみならず、社外取締役の資質についても、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値向上に寄与することができる人材が必要であり、この点、高度の経験とスキルを有するアナリストの登用を検討すべきと考えます。

「アナリストとして高い経験とスキルを持つ人材」の登用は、外部投資家・株主の目線を取締役会にもたらすと同時に、健全なリスクテイクを通じた企業価値向上に資する効果的な手段と考えます。本来、上場企業の取締役会と投資家・株主は企業価値の長期的な向上という同じ目標を共有しながら、不幸にも日本においては両者が対立的な構図でとらえられることも少なくありません。上述の経験・スキルを持つ取締役が取締役会の議論・意思決定に参画することは、健全なリスクテイクと資本配分、そして市場とのより良いコミュニケーションを通じて取締役会と株式市場の関係を本来の建設的なものにすると考えます。しばしば銀行出身者や会計士が取締役のスキルマトリックスのファイナンス部分を担うと説明されますが、「健全なリスクテイク」を促す観点からは会計や負債市場の専門性だけでは不十分であり、そこにエクイティ市場の専門家を登用する意義があるものと考えます。

### 取締役会の意見

#### 取締役会としては、本株主提案に反対いたします。

当社は、2015年6月より監査等委員会設置会社を採用しており、社外取締役全員が監査等委員である取締役に就任する体制とすることにより、取締役会の監査・監督機能を強化し、コーポレートガバナンスの一層の充実を図ってまいりました。

また、取締役の指名・報酬等に関する手続の公正性・透明性・客観性を強化するために、取締役会の任意の諮問委員会として、独立社外取締役が過半数を占める指名・報酬委員会を設置しております。同委員会は、取締役候補者選任基準に基づき、経営環境に即した見識、資質、能力を持つ人材を取締役候補者として公正かつ厳正に選任し、取締役会に対して提案しております。取締役候補者につきましては、同委員会からの提言・助言を踏まえ取締役会において決定しており、本定時株主総会に上程する取締役候補者についても同様の決定プロセスを踏んでおります。

本定時株主総会において、当社が提案する取締役選任議案（監査等委員である取締役を含みます。）が可決された場合、当社取締役9名中4名が独立社外取締役となります。当社の取締役会に占める独立社外取締役の比率は、2023年6月総会時点では30%でしたが、継続的なコーポレートガバナンス体制強化の取り組みの一環として、2024年6月総会以降は44%へと引き上げられております。このように、当社は、独立性を有する社外取締役を少なくとも3分の1以上とするプライム市場上場企業に求められるコーポレートガバナンス・コード上の要件を充足しております。引き続き、独立した指名・報酬委員会等を通じて、取締役会が中長期的な企業価値の向上に寄与するようにコーポレートガバナンス体制を充実させてまいります。

また、取締役候補者（監査等委員である取締役を除きます。）である4名はいずれも当社事業に精通しており、企業経営、営業・事業戦略はもとよりそれぞれ工事・技術・研究開発や人事・労務・ダイバーシティ、財務・会計等の知識・経験を持ち専門性を有しております。現任の監査等委員である取締役5名については、うち4名が独立社外取締役であり、各自が財務・会計やESG・リスク管理等に関する深い知見を有しております。これらの独立社外取締役は、取締役会に対しても、それぞれ有する専門的な見地から企業経営全般にわたる意見を表明し、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための提言・助言を行っております。

当社取締役会は、当社が提案する取締役候補者から構成される取締役会が、十分な独立性及び多様性を備え、当社の経営理念の実践及び中期経営計画の達成に向けた経営の執行及び監督を実施するにあたり、最適な構成であると判断しております。現時点において、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に寄与するガバナンス体制の構築は図られ、株主の皆様の利益に資するものと考えております。

一方で、本株主提案のような規定を定款に設けることは、却って、取締役候補者の選択範囲を制限し、取締役会のあるべき姿の議論やその時々を経営戦略に基づいて機動的に検討すべき取締役会構成の妨げになると判断いたします。

以上の理由により、当社取締役会としては本株主提案に反対いたします。

第7号議案

定時株主総会の基準日に関する定款変更の件

(1) 議案の要領

当社の定款第14条を下記の通り変更する。なお、定時株主総会における他の議案（会社提案に係る議案を含む。）の可決により、本議案として記載した条文に形式的な調整（条文番号のずれの修正を含むが、これらに限られない。）が必要となる場合は、本議案に係る条文を、必要な調整を行った後の条文に読み替えるものとする。

（下線は変更部分を示します。）

変更前	変更後
(定時株主総会の基準日) 第14条 当社は、毎年 <u>3月31日</u> の株主名簿に記録された株主をもって、定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。 <u>2 (新設)</u>	(定時株主総会の基準日) 第14条 当社は、毎年 <u>5月15日</u> の株主名簿に記録された株主をもって、定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。 <u>2 前項の規定にかかわらず、必要がある場合には、取締役会の決議によりあらかじめ公告して基準日を定めることができる。</u>

(2) 提案の理由

現在、定時株主総会の議決権基準日は3月31日とされており、株主総会の開催時期は会社法の定めにより6月末となります。他方、株主が議決権行使を判断するうえで重要な情報を含む有価証券報告書は、実務上、総会後又は総会前日など開催日に極めて近接したタイミングでの開示にとどまらざるを得ません。その結果、投資家が内容を十分に分析し、議決権行使の判断に反映させることは事実上困難であり、実質的な検討期間は確保されていないのが現状です。

有価証券報告書は、事業リスク、経営戦略、ガバナンス体制、報酬額とその決定方針、資本政策等、株主総会の重要議案の判断に不可欠な情報を網羅する法定開示書類です。これらの情報が総会直前ではなく、相応の時間的余裕をもって開示されることは、責任ある議決権行使の前提条件であると考えます。

議決権基準日を5月中旬へ変更することにより、会社は有価証券報告書及び関連情報を総会に先立ち十分な期間をもって開示するスケジュールを設計することが可能となります。これにより、投資家、議決権行使助言機関及びアナリストが情報を精査し、その分析結果を各議案の賛否判断に適切に反映させる環境が整備されます。本提案は形式的な前倒しを求めるものではなく、実質的な情報提供の充実を図るための制度的基盤を整えるものです。加えて、本提案は副次的効果として、これまで過度に集中してきた6月下旬の株主総会開催日の分散を促す

ことが期待されます。開催日の集中は、多くの株主が複数企業の総会に参加することを事実上困難にしてみました。総会日程の分散が進むことにより、株主がより多くの企業の総会に参加し、経営陣との直接対話や議論に参画できる機会が拡大します。これは株主の主体的関与を促進し、提案者が掲げる「株主民主主義」の実現にも資するものと考えます。

なお、本提案は決算期の変更を伴うものではなく、事業運営や会計処理に影響を与えるものでもありません。開示スケジュールの合理化を通じて、情報開示の質と市場との対話の実効性を高め、企業価値及び資本市場の信頼性向上に資するものと考えます。

以上の理由により、本定款変更を提案いたします。

## 取締役会の意見

### 取締役会としては、本株主提案に反対いたします。

本株主提案は、定時株主総会の議決権基準日を3月31日から5月15日へ変更することにより、有価証券報告書等の開示と議決権行使との間に十分な検討期間を確保することを目的とするものであり、その問題意識自体は一定の理解ができるものであります。

しかしながら、議決権基準日を変更して定時株主総会の開催時期を後ろ倒しする対応については、現行のスケジュールとの比較において、①事業年度後、当該事業年度における事業の状況を踏まえた（定時株主総会における）株主の皆様への意思反映及び対話の機会を遅延させることになること、②役員を選任時期が後ろ倒しになることによる新体制でのスタートの遅れ等の役員人事への影響が生じることといった問題があり、これらの点で合理性を欠くものと考えております。

また、有価証券報告書は法定開示書類として重要な意義を有するものの、その内容の多くは、当社の決算短信や任意開示資料、決算説明会資料、統合報告書、定時株主総会招集通知等を通じて、有価証券報告書の開示に先立ち、適時に株主の皆様へ提供されており、株主の皆様はこれらの各種開示に含まれる情報を総合的に参照することで、定時株主総会における議決権の行使にあたり合理的な判断を行うことが可能な状況にあるものと認識しております。

そもそも、本株主提案は、議決権基準日のみを変更する内容となっておりますが、当社定款第13条は、「当会社の定時株主総会は、毎年6月に招集する」旨を定めているところ、議決権基準日のみを変更したとしても、当社の定時株主総会が6月に開催することが求められることに変わりはありません。したがって、本株主提案のみでは、有価証券報告書の開示と議決権行使との間に十分な検討期間を確保するという本株主提案の目的を達成することにはならないという問題もあります。

さらに、議決権基準日の変更は、決算日と期末配当の基準日を変更せずに議決権基準日のみを後ろ倒しにすることで基準日株主の確定作業が2回必要となることに加えて、定時株主総会関係書類と配当関係書類を別々に郵送する必要がある結果、その事務負担及びコストが増加すること、第1四半期決算に係る開示業務と定時株主総会準備業務が重複することによって事務負担が増加すること等の問題もあり、株主名簿管理、議決権行使手続、配当関連実務に

## 株主総会参考書類

---

加え、関係機関との調整や社内体制の再構築等を含め、広範な実務運営に影響を及ぼすものであります。これに伴う事務負担及びコストの増加は無視し得ないものであり、当該負担に見合う明確な便益が認められない以上、現行の安定した運用を変更する合理的理由は乏しいものと考えております。

他方、本株主提案の理由において、「副次的効果」として指摘されている株主総会開催日の分散については、個別企業の議決権基準日設定のみで実現されるものではなく、市場全体の社会的な慣行や他社動向、機関投資家の議決権行使プロセス等の複合的要因に依拠するものであります。このため、本株主提案によっても、株主総会開催日の分散が現実が生じるかについては不確実性が高いものと認識しております。

以上のとおり、本株主提案は一定の理念を示すものではあるものの、株主の皆様の意思反映及び対話の機会の遅延等の問題があるほか、当社における実質的な必要性は認められず、却って、実務運営の安定性に影響を及ぼすおそれがあると考えております。

以上の理由により、当社取締役会としては本株主提案に反対いたします。

以上

## 1 企業集団の現況に関する事項

### 1 事業の経過および成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、米国の関税政策の影響を受けつつも、設備投資をはじめとした内需を下支えとして緩やかな回復基調を維持し、物価水準の高止まりは継続しましたものの、賃金の上昇等雇用・所得環境の改善を背景に、景気は持ち直しの兆しが見られました。一方、海外においては、ロシア・ウクライナ情勢の長期化に加え、米国によるイランへの攻撃に端を発したホルムズ海峡を巡る問題が発生し、これらの地政学的リスクは、エネルギーコストの急騰や供給不安など、世界規模で影響を及ぼす要因となりました。

このような状況の中で当社グループは、中期経営計画の中間年度となる2年目の目標達成に向けて、主事業であるプラントのメンテナンス工事の受注に注力するほか、エネルギー・トランジションとしての省エネ・効率化投資への対応、施工力・技術力の他社との差別化によるシェアアップに取り組んでまいりました。前期が定期修理工事の繁忙期であった反動によりメンテナンス需要が一段落する一方で、国内向け事業を中心に受注案件が増加しました。しかしながら、海外における受注案件や大口工事等が減少したことから、受注高は増加したものの売上高は前年同期を下回る結果となりました。収益面におきましては、工事が減少したことから、工事原価の低減および稼働率の向上に努めましたが、営業利益、経常利益および親会社株主に帰属する利益はいずれも前年同期比で減益となりました。

その結果、当連結会計年度における受注高は635億3千6百万円（対前期比2.0%増）、売上高は602億9千9百万円（同9.0%減）となりました。利益面につきましては、営業利益は76億7千5百万円（同27.7%減）、経常利益は83億6百万円（同26.1%減）、親会社株主に帰属する当期純利益は54億9千4百万円（同35.0%減）となり、減収減益とはなりましたが中期経営計画2年目の目標値を達成することができました。

なお、当社は資本効率の向上と経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を図るとともに、株主の皆様への利益還元を充実させるため、取締役会の決議により当事業年度において1,700,000株の自己株式を取得しました。また、期末配当金につきましては、1株当たり45円でお諮りさせていただきます。これにより、中間配当金を加えた年間配当金は1株当たり65円となります。

#### 受注高

635億 3千 6百万円  
対前期比 2.0 %増 

#### 売上高

602億 9千 9百万円  
対前期比 9.0 %減 

#### 営業利益

76億 7千 5百万円  
対前期比 27.7 %減 

#### 経常利益

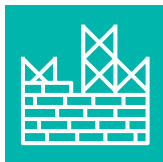
83億 6百万円  
対前期比 26.1 %減 

#### 親会社株主に帰属する当期純利益

54億 9千 4百万円  
対前期比 35.0 %減 

# 事業報告

事業別の概況は次のとおりであります。



## 建設工事業

建設工事業における主要工事である断熱工事につきましては、国内ではエネルギー関連プラントの維持・更新需要を背景に、石油精製・石油化学分野やLPG運搬船のタンク防熱工事等が底堅く推移いたしました。一方、海外におきましては、新規大型案件の受注には至らず、原材料価格や労務費の上昇、建設技能者の不足といった課題が継続しており、施工体制の最適化およびコスト管理の重要性が一層高まる事業環境となりました。この結果、断熱工事全体では、受注高、売上高ともに前期を下回りました。

環境関連工事につきましては、地球環境問題への関心の高まりや脱炭素社会の実現に向けた取り組みが進められるなか、ごみ処理施設工事、煙突ライニング工事が受注面で安定的に推移し、防音工事の売上を伸ばしたものの、ごみ処理施設工事では当期の引き渡し済み工事案件が増えたことにより売上が減少しました。その結果、環境関連工事も受注高、売上高ともに前期を下回りました。

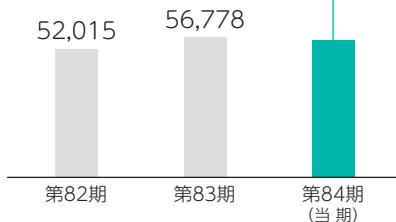
クリーンルーム工事につきましては、引き続き半導体関連やデータセンターおよび工業系クリーンルームが活況となり、受注高、売上高ともに前期を大幅に上回る結果となりました。

冷凍冷蔵低温設備工事につきましては、低温物流市場においてユーザーの設備投資意欲が旺盛で、冷却設備工事と防熱工事の一括受注を展開いたしました結果、受注高、売上高ともに前期を上回りました。

その結果、当連結会計年度における建設工事業の受注高は556億2千8百万円（対前期比2.0%減）、売上高は541億4千5百万円（同8.1%減）の計上となりました。

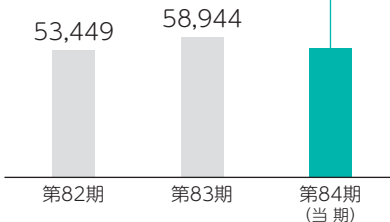
### 受注高

55,628百万円 対前期比 2.0%減



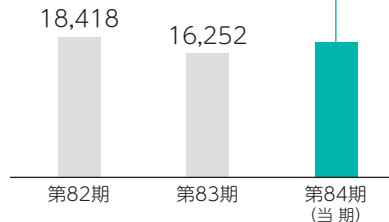
### 売上高

54,145百万円 対前期比 8.1%減



### 受注残高

17,735百万円 対前期比 9.1%増

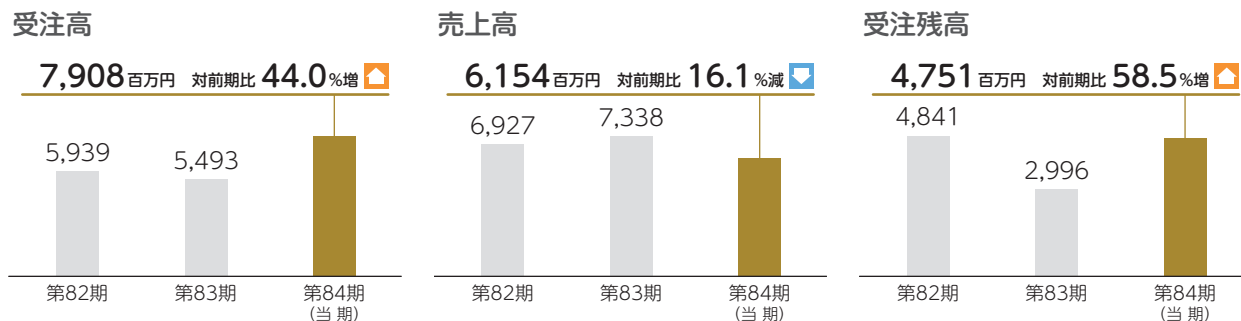




ボイラ事業

ボイラ事業につきましては、地球温暖化対策に基づく温室効果ガス削減に対応した事業用ボイラの大口案件や沖縄離島向けバイオマス焚ボイラの需要が継続し、改造・補修工事も安定的に推移しました結果、受注高につきましては、前期を大きく上回りました。売上高につきましては、バイオマス焚ボイラ等の新缶案件の引き渡し時期の影響により低調に推移したことから前期を下回る結果となりました。

その結果、当連結会計年度におけるボイラ事業の受注高は79億8百万円（対前期比44.0%増）、売上高は61億5千4百万円（同16.1%減）の計上となりました。



(注) 当社グループでは、生産実績を定義することが困難であるため「生産の状況」は省略しております。

## 2 | 設備投資の状況

---

当連結会計年度中に実施いたしました当社グループの設備投資の総額は、6億6千万円であり、その主なものは次のとおりであります。なお、これらの所要資金は自己資金により充当いたしました。

〈建設工事事業〉

機械装置をはじめとした製造設備の更新、IT投資等

## 3 | 資金調達の状況

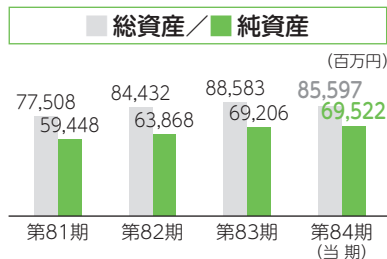
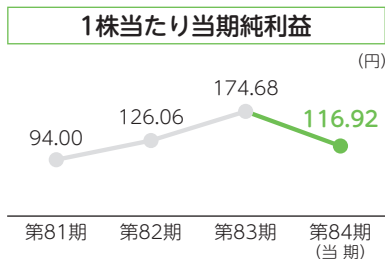
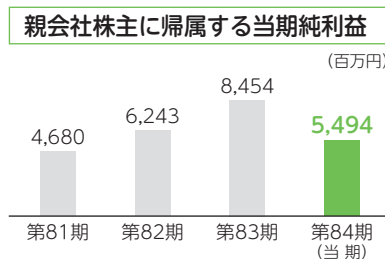
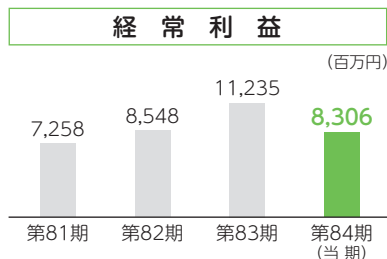
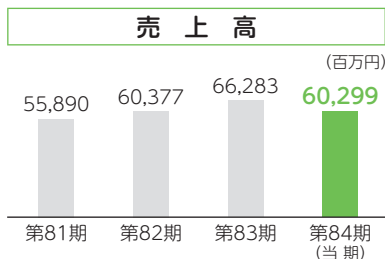
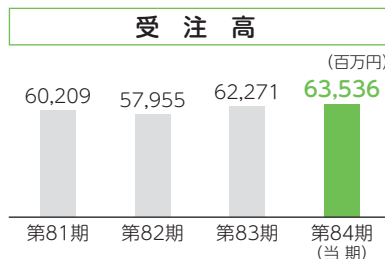
---

資金調達の状況につきましては、記載すべき重要な事項はありません。

## 4 | 財産および損益の状況の推移

区 分	第 81 期 2023年 3 月期	第 82 期 2024年 3 月期	第 83 期 2025年 3 月期	第84期 (当期) 2026年 3 月期
受 注 高 (百万円)	60,209	57,955	62,271	<b>63,536</b>
売 上 高 (百万円)	55,890	60,377	66,283	<b>60,299</b>
経 常 利 益 (百万円)	7,258	8,548	11,235	<b>8,306</b>
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	4,680	6,243	8,454	<b>5,494</b>
1 株 当 たり 当 期 純 利 益 (円)	94.00	126.06	174.68	<b>116.92</b>
総 資 産 (百万円)	77,508	84,432	88,583	<b>85,597</b>
純 資 産 (百万円)	59,448	63,868	69,206	<b>69,522</b>
1 株 当 たり 純 資 産 額 (円)	1,185.84	1,299.12	1,440.69	<b>1,503.30</b>

(注) 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式の総数により算出しており、また、1株当たり純資産額は、期末発行済株式の総数により算出しております。なお、発行済株式の総数については自己株式を控除しております。



## 5 | 対処すべき課題

---

当社グループを取り巻く外部環境は、エネルギー関連プラントを中心とした設備維持・更新需要の継続が見込まれる一方で、原材料価格および労務費の高止まり、建設技能者の不足、海外事業を含む事業経営環境の不確実性など、引き続き慎重な対応を要する状況が想定されております。

このような中、今後の事業運営にあたっては、安定的な収益基盤の確立と中長期的な成長の両立を図るとともに、環境・社会・ガバナンス（ESG）への対応を含めた持続可能な経営の推進が重要な課題であると認識しております。

まず、収益性の確保および原価管理の強化については、今後も工事原価の上昇が見込まれることから、採算性を重視した受注判断を一層徹底するとともに、施工効率の向上や工程管理の高度化を通じ、安定的な利益の確保に取り組んでまいります。

次に、人材の確保および育成につきましては、技能者不足の進行や世代交代を見据え、中長期的な視点での人材基盤の強化が不可欠であります。教育・育成体制の充実や技能の継承に加え、働きやすい職場環境の整備を進めることにより、多様な人材が活躍できる体制を構築し、持続的な事業運営を支える人的資本の充実を図ってまいります。また、安全および品質管理体制のさらなる強化は、今後においても当社グループの事業活動の根幹をなす重要課題であります。社会的要請の高まりを踏まえ、引き続き安全意識の徹底と品質管理水準の向上に努め、信頼性の高い施工体制の維持・強化を通じて、顧客および社会からの信頼に応えてまいります。

海外事業につきましては、今後も地域情勢や市場環境の変化が想定されることから、リスク管理を重視した事業運営を基本方針とし、慎重な受注判断および適切な施工管理を行うことで、事業リスクの低減に努めてまいります。加えて、環境配慮および社会的要請への対応については、今後もその重要性が一層高まるものと認識しております。当社グループは、断熱工事をはじめとする事業活動を通じて、エネルギー効率の向上や設備の長寿命化に貢献しており、今後も環境負荷の低減と事業成長の両立を図りながら、サステナビリティ経営を推進し、持続可能な社会の実現に寄与してまいります。

当社グループは、これらの課題に今後も着実に対応することにより、事業環境の変化に柔軟に対応しつつ、企業価値の向上と持続的な成長を目指してまいります。

株主の皆様におかれましては、今後もより一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

## 6 | 重要な親会社および子会社の状況

- ① 親会社との関係  
該当事項はありません。
- ② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
株式会社よしみね	98 百万円	100.0 %	ボイラ・各種工業炉・製缶・配管の設計、製造、施工および据付
明星建工株式会社	30	100.0	建築工事および内装仕上工事の設計、施工
日本ケイカル株式会社	300	66.7	けい酸カルシウム保温材の製造、販売
MEISEI INTERNATIONAL PTE. LTD.(シンガポール)	1,500 千\$	100.0	熱絶縁工事および耐火工事の設計、施工

( \$ : シンガポール・ドル )

- ③ 特定完全子会社の状況  
該当事項はありません。

## 7 | 主要な事業内容 (2026年3月31日現在)

事業別区分	種類	事業内容
建設工事事業	熱絶縁工事	保温、保冷（超低温）、防露および耐火・断熱工事
	環境関連工事	ごみ処理施設、コンクリート耐震補強、煙突ライニング、防音およびアスベスト除去工事
	内装仕上工事	クリーンルーム、アルミ・スチール耐火構造間仕切工事
	その他附帯工事	築炉、塗装、防食、足場架設、コンクリート補修、鉄工、配管・ダクト、耐火被覆および冷凍冷蔵低温設備工事等
	工事用材料の製造	熱絶縁工事用材料の製造、販売
ボイラ事業	一般機械器具製造	産業用ボイラ、産業用焼却炉の製造

# 事業報告

## 8 | 主要な営業所および工場（2026年3月31日現在）

### ① 当社の主要な営業所、工場および研究所

本	社	大阪市西区京町堀一丁目8番5号	
東	京	本部	東京都中央区湊一丁目8番15号
支	店	東部支店（東京都中央区）同支店内に12営業所 近畿・中部支店（大阪市西区）同支店内に7営業所 西部支店（広島市南区）同支店内に18営業所	
工	場	浜松工場（浜松市浜名区）	
研	究	所	中央研究所（浜松市浜名区）

### ② 重要な子会社の主要な事業所

国	内	株式会社よしみね（大阪市西区） 明星建工株式会社（大阪市城東区） 日本ケイカル株式会社（浜松市浜名区）
海	外	MEISEI INTERNATIONAL PTE. LTD.（シンガポール国）

## 9 | 従業員の状況（2026年3月31日現在）

### ① 企業集団の従業員の状況

事業別区分	従業員数	前連結会計年度末比増減
建設工事事業	653 名	10 名増
ボイラ事業	115	2 名増
合 計	768	12 名増

（注）従業員数は就業人員数であります。

### ② 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
362 名	21 名減	39.7 歳	13.8 年

（注）従業員数は就業人員数であります。

## 10 | 主要な借入先の状況（2026年3月31日現在）

借入先	借入額
株式会社三井住友銀行	200 百万円
株式会社みずほ銀行	100
株式会社三菱UFJ銀行	100
株式会社りそな銀行	100
株式会社伊予銀行	100
三井住友信託銀行株式会社	100
日本生命保険相互会社	100

## 11 | その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 2 会社の株式に関する事項

### 1 株式の状況（2026年3月31日現在）

① 発行可能株式総数	190,000,000株
② 発行済株式の総数	55,117,218株
③ 株主数	19,822名
④ 大株主（上位10名）	

株主名	持株数	持株比率
NIPPON ACTIVE VALUE FUND PLC	4,126 千株	8.9 %
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	4,036	8.7
公益財団法人富本奨学会	2,695	5.8
N A V F S E L E C T L L C	2,257	4.9
大同生命保険株式会社	2,032	4.4
株式会社三井住友銀行	2,000	4.3
明星工業取引先持株会	1,965	4.2
日本生命保険相互会社	1,960	4.2
株式会社三菱UFJ銀行	1,400	3.0
株式会社伊予銀行	1,166	2.5

(注) 1. 当社は、9,074,622株の自己株式を保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。なお、この自己株式には、役員向け株式交付信託が保有する当社株式140,500株は含まれておりません。

2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

#### ⑤ 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況

	株式数	交付対象者数
取締役	7,000株	4名

(注) 1. 当社の株式報酬の内容につきましては、事業報告「4取締役の報酬等」に記載しております。

2. 上記は監査等委員である取締役および社外取締役を除きます。

## 2 | その他株式に関する重要な事項

2025年11月20日開催の取締役会において、資本効率の向上と経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を図るとともに、株主の皆様への利益還元を充実させるため、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式取得に係る事項について決議し、当事業年度において取得いたしました。

### (1) 取締役会決議の内容

取得対象株式の種類	当社普通株式
取得し得る株式の総数	1,700,000株（上限）
株式の取得価額の総額	2,743,800,000円（上限）
取得日	2025年11月21日

### (2) 上記決議に基づき取得した自己株式

買付株式数	1,700,000株
買付総額	2,743,800,000円

## 3 | 会社の新株予約権等に関する事項

### 1 | 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

該当事項はありません。

### 2 | 当事業年度中に職務執行の対価として従業員等に交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

## 4 会社の役員に関する事項

### 1 | 取締役の状況（2026年3月31日現在）

地 位	氏 名	担 当 お よ び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代表取締役社長	柳 瀬 徹 次	
取 締 役	篠 原 基 嗣	執行役員 支店統括部長、技術統括部長 兼 品質・安全管理部、 大阪調達部および東京調達部 担当 日本ケイカル株式会社 取締役
取 締 役	藤 野 景 三	執行役員 営業統括部長、工事統括部長、長崎営業部長 およびタングー プロジェクト ディレクター 兼 浜松工場 担当 明星建工株式会社 取締役 MEISEI NIGERIA LIMITED 代表取締役
取 締 役	都 木 裕	執行役員 管理本部長 兼 関連会社 担当 明星建工株式会社 取締役 メイセイ工事株式会社 代表取締役 株式会社メイセイクリエート 代表取締役
取 締 役 (常勤監査等委員)	高 瀬 善 久	株式会社よしみね 監査役 明星建工株式会社 監査役
取 締 役 (監査等委員)	上 村 恭 一	公認会計士・税理士 公認会計士・税理士 上村恭一事務所 所長 誠光監査法人 代表社員 株式会社浅川組 社外監査役
取 締 役 (監査等委員)	岸 田 光 正	税理士 岸田光正税理士事務所 所長
取 締 役 (監査等委員)	西 村 強	公認会計士 ストロング会計事務所 所長 ストロングアライアンス合同会社 代表社員
取 締 役 (監査等委員)	高 橋 理恵子 (現姓：田中)	弁護士 弁護士法人淀屋橋・山上合同 パートナー弁護士 マックスバリュ東海株式会社 社外監査役

(注) 1. 監査等委員である取締役 上村恭一氏、岸田光正氏、西村強氏および高橋理恵子氏は社外取締役であります。なお、各氏を金融商品取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。

2. 監査等委員である取締役 上村恭一氏は公認会計士・税理士として、岸田光正氏は税理士として、西村強氏は公認会計士として、それぞれ財務および会計に関する相当程度の知見を有し、高橋理恵子氏は弁護士として、法律および法務に関する相当程度の知見を有しております。
3. 監査等委員である取締役 高瀬善久氏は、当社の支店長および営業部長として長年の経験があり、実務上の会計・原価管理に関する相当程度の知見を有しております。また、情報収集その他監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するために常勤の監査等委員として選定しております。
4. 当事業年度中の取締役の異動
  - ① 新任 [2025年6月26日付]  
取締役（監査等委員） 高瀬 善久
  - ② 退任 [2025年6月26日付]  
取締役（監査等委員） 坂本 英治
5. 役員等賠償責任保険契約の内容の概要  
当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社および当社グループの役員全員であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により被保険者の会社に対する損害賠償責任と第三者に対する損害賠償責任の損害を填補することとしております。

## 2 | 取締役の報酬等

### 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年2月18日開催の取締役会において、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、「取締役」という。）の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。当該取締役会の決議に際しては、あらかじめ決議する内容について2021年6月24日付で設置した指名・報酬委員会へ諮問し、答申を受けております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法および決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることや指名・報酬委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

#### 1. 決定方針の内容の概要

取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬決定に際しては各職制を踏まえた適正な水準とすることを基本方針としております。

#### 2. 基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額に関する方針

取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、当該取締役の職務の内容・貢献度および当社の状況等を勘案し、指名・報酬委員会の報酬決定に関する意見を尊重し、取締役会で決定します。

#### 3. 業績連動報酬の内容および額の決定に関する方針

当社の取締役の業績連動報酬は、経常利益を定量的な業績指標として、内規に基づき支給総額を決定します。取締役ごとの支給額は、当該取締役の業績への貢献度等を勘案し、指名・報酬委員会の報酬決定に関する意見を尊重し、取締役会で決定のうえ賞与として毎年、一定の時期に支給します。

#### 4. 非金銭報酬の内容および額の決定に関する方針

取締役の報酬は、金銭報酬に加え、株式交付信託および譲渡制限付株式報酬制度による株式報酬により構成されております。株式交付信託については、当社が金銭を拠出することにより設定する信託が当社株式を取得し、当社が各取締役に付与するポイントの数に相当する数の当社株式が、本信託を通じて各取締役にに対して交付され、取締役が当社株式の交付を受ける時期は、原則として当該取締役の退任時としております。

譲渡制限付株式については、役員報酬制度の見直しの一環として、取締役に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として株式交付信託の報酬枠とは別枠にて、対象取締役に對して、譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給いたします。

## 5. 金銭報酬の額、業績連動報酬の額および非金銭報酬の額の取締役の個人別の報酬の額に対する割合の決定に関する方針

取締役の種類別の報酬割合については、当社と同程度の事業規模や関連する業種・業態に属する企業をベンチマークとする報酬水準を踏まえ、取締役会が原案を諮問し、指名・報酬委員会において検討を行います。取締役会は、指名・報酬委員会の答申内容を尊重し、当該答申で示された種類別の報酬割合の範囲内で取締役の個人別の報酬の内容を決定します。

## 6. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬額については、取締役会決議に基づき代表取締役社長がその具体的内容の決定について委任を受けるものとし、その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額および各取締役の担当部門の業績を踏まえた賞与の評価配分とします。代表取締役社長が各取締役の基本報酬の算定や担当部門の評価を行うには適任であるとの理由によるものですが、取締役会は、当該権限が代表取締役社長によって適切に行使されるよう、指名・報酬委員会に原案を諮問し答申を得るものとし、委任を受けた代表取締役社長は、当該答申の内容に従って決定いたします。なお、株式報酬は、指名・報酬委員会の答申内容を尊重し、取締役会で取締役個人別の割当株式数を決定します。

区 分	報酬等の総額		報酬等の種類別の総額			対象となる 役員の員数				
			基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等					
取締役 (監査等委員である 取締役を除く。)	118	百万円	51	百万円	40	百万円	26	百万円	4	名
取締役(監査等委員) (うち社外取締役)	40 (27)		40 (27)		— (—)		— (—)		6 (4)	
合 計	158		92		40		26		10	

(注) 1. 取締役(監査等委員)の支給人員および報酬等の額には、当事業年度中に退任した取締役(監査等委員)1名(うち社外取締役0名)が含まれております。

2. 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

3. 取締役の金銭報酬の限度額は、2015年6月25日開催の第73回定時株主総会において、取締役(監査等委員である取締役を除く。)は年額3億3千万円以内(ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものとする。)、監査等委員である取締役は年額7千万円以内とご決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役(監査等委員である取締役を除く。)の員数は7名であり、監査等委員である取締役の員数は4名であります。

また、金銭報酬とは別枠で、2018年6月28日開催の第76回定時株主総会において、取締役に対する信託を用いた株式報酬制度(以下、本制度という。)の導入をご決議いただいております。その内容につきましては、本制度の対象者を取締役(監査等委員である取締役および社外取締役を除く。)とし、当初の信託期間における当社株式の取得資金として当社が拠出する金銭の上限を156百万円、当該取締役に交付される1事業年度あたりの株式数の上限を104,000株といたしております。当該株主総会終結時点の取締役(監査等委員である取締役および社外取締役を除く。)の員数は8名であります。

加えて、2025年6月26日開催の第83回定時株主総会において、取締役に対する新たな報酬制度として、譲渡制限付株式報酬制度の導入をご決議いただいております。その内容につきましては、本制度の対象者を取締役(監査等委員である取締役および社外取締役を除く。)とし、年額50百万円以内の金銭債権を支給し、年3万株以内の当社株式を発行または処分することといたしております。当該株主総会終結時点の取締役(監査等委員である取締役および社外取締役を除く。)の員数は4名であります。

4. 業績連動報酬の定量的な業績指標となる経常利益につきましては、事業報告の「1 事業の経過および成果」に記載のとおり、中期経営計画の目標数値は上回っており、各取締役(監査等委員である取締役を除く。)の担当部門における業績への貢献度を考慮しております。

5. 非金銭報酬等の内容は当社の株式であり、割当ての際の条件等は前記のとおりであります。また、当事業年度における交付状況は「2 1 ⑤当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況」に記載しております。

6. 当社は、2018年6月28日開催の第76回定時株主総会において、同総会終結の時をもって取締役(社外取締役を除く。)に対する退職慰労金制度の廃止に伴う打切り支給につきましてご決議いただいております。支給の時期につきましては各取締役の退任時とし、上記報酬等の額には含まれておりません。

7. 取締役会は、当社の事業を統括している立場から最も公平・公正な評価が可能である代表取締役社長 柳瀬徹次に対し、各取締役の基本報酬の額及び社外取締役を除く各取締役の担当部門の業績等を踏まえた賞与の評価配分の決定を委任しております。なお、委任された内容の決定にあたっては、指名・報酬委員会の答申内容を尊重し決定することとしていることから、代表取締役社長 柳瀬徹次による決定は、取締役会としても決定方針に沿うものであると判断しております。

### 3 | 社外役員に関する事項

#### ① 重要な兼職の状況および当社と当該兼職先との関係

1. 監査等委員である取締役 上村恭一氏は、公認会計士・税理士上村恭一事務所の所長および誠光監査法人の代表社員であります。当社と同事務所および同監査法人の間には特別な関係はありません。また、同氏は株式会社浅川組の社外監査役を兼務いたしておりますが、当社と同社との間には特別な関係はありません。
2. 監査等委員である取締役 岸田光正氏は、岸田光正税理士事務所の所長であります。当社と同事務所との間には特別な関係はありません。
3. 監査等委員である取締役 西村強氏は、ストロング会計事務所の所長およびストロングアライアンス合同会社の代表社員であります。当社と同事務所および同社との間には特別な関係はありません。
4. 監査等委員である取締役 高橋理恵子氏は、弁護士法人淀屋橋・山上合同のパートナー弁護士およびマックスバリュ東海株式会社の社外監査役であります。当社と同法人および同社との間には特別な関係はありません。

#### ② 当事業年度における主な活動状況

##### 1. 取締役会および監査等委員会への出席状況

区 分	氏 名	取締役会 (15回開催)		監査等委員会 (15回開催)	
		出席回数	出席率	出席回数	出席率
社 外 取 締 役 ( 監 査 等 委 員 )	上 村 恭 一	15回	100%	15回	100%
社 外 取 締 役 ( 監 査 等 委 員 )	岸 田 光 正	15回	100%	15回	100%
社 外 取 締 役 ( 監 査 等 委 員 )	西 村 強	15回	100%	15回	100%
社 外 取 締 役 ( 監 査 等 委 員 )	高 橋 理 恵 子 (現姓：田中)	15回	100%	15回	100%

##### 2. 取締役会、監査等委員会における発言状況および期待される役割に関して行った職務の概要

上村恭一氏は公認会計士・税理士として、岸田光正氏は税理士として、西村強氏は公認会計士として、高橋理恵子氏は弁護士としての専門的見地からそれぞれ企業経営全般にわたる意見を表明し、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための提言、助言を行っております。また、監査等委員会において当社の内部監査およびコンプライアンス体制等について有益な発言を行っております。

#### ③ 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

## 5 会計監査人の状況

### 1 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

### 2 会計監査人の報酬等の額

区 分	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	46 百万円
当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	46

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておりませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況および報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。
3. 当社の重要な子会社のうち、MEISEI INTERNATIONAL PTE. LTD.は、当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人（外国におけるこれらの資格を有する者を含む。）による計算関係書類（これに相当するものを含む。）の監査（会社法または金融商品取引法（またはこれらの法律に相当する外国の法令を含む。）の規定によるものに限る。）を受けております。

### 3 非監査業務の内容

当社は会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）であるサステナビリティ情報の調査業務等を委託しております。

### 4 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定します。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任します。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告します。

---

## 5 | 責任限定契約の内容の概要

---

該当事項はありません。

## 6 | 会計監査人が過去2年間に受けた業務停止処分

---

該当事項はありません。

# 連結計算書類

## 連結貸借対照表 (2026年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目		金 額	科 目		金 額
( 資 産 の 部 )			( 負 債 の 部 )		
<b>流動資産</b>		<b>61,199</b>	<b>流動負債</b>		<b>12,872</b>
現金預金		36,512	支払手形		0
受取手形		40	電子記録債務		951
電子記録債権		2,559	工事未払金		4,807
完成工事未収入金		15,490	買掛金		205
契約資産		4,934	1年内返済予定の長期借入金		700
有価証券		300	未払法人税等		1,631
未成工事支出金		586	契約負債		1,538
商品及び製品		315	賞与引当金		608
原材料及び貯蔵品		188	役員賞与引当金		52
その他		275	完成工事補償引当金		80
貸倒引当金		△4	その他		2,296
<b>固定資産</b>		<b>24,397</b>	<b>固定負債</b>		<b>3,202</b>
<b>有形固定資産</b>		<b>15,047</b>	長期借入金		100
建物及び構築物		4,902	退職給付に係る負債		167
機械装置及び運搬具		1,594	役員退職慰労引当金		135
土地		8,121	役員株式給付引当金		84
建設仮勘定		17	繰延税金負債		2,082
その他		412	再評価に係る繰延税金負債		498
<b>無形固定資産</b>		<b>167</b>	資産除去債務		12
			その他		122
<b>投資その他の資産</b>		<b>9,183</b>	<b>負債合計</b>		<b>16,074</b>
投資有価証券		6,403			
投資不動産		1,562			
繰延税金資産		39			
その他		1,223			
貸倒引当金		△45			
<b>資産合計</b>		<b>85,597</b>	<b>株主資本</b>		<b>63,194</b>
			資本金		6,889
			資本剰余金		1,005
			利益剰余金		63,036
			自己株式		△7,736
			<b>その他の包括利益累計額</b>		<b>5,809</b>
			その他有価証券評価差額金		3,126
			土地再評価差額金		944
			為替換算調整勘定		1,300
			退職給付に係る調整累計額		437
			<b>非支配株主持分</b>		<b>518</b>
			<b>純資産合計</b>		<b>69,522</b>
			<b>負債・純資産合計</b>		<b>85,597</b>

## 連結損益計算書 (2025年4月1日から2026年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売上高	60,299
売上原価	47,090
売上総利益	13,208
販売費及び一般管理費	5,532
営業利益	7,675
営業外収益	857
受取利息配当金	356
不動産賃貸料	224
為替差益	88
投資事業組合運用益	73
その他	115
営業外費用	226
支払利息	7
不動産賃貸原価	137
投資事業組合運用損	11
その他	70
経常利益	8,306
特別利益	1,934
固定資産売却益	68
補助金収入	47
投資有価証券売却益	1,818
特別損失	2,880
減損損失	2,880
税金等調整前当期純利益	7,359
法人税、住民税及び事業税	3,061
法人税等調整額	△1,167
当期純利益	5,466
非支配株主に帰属する当期純利益	△28
親会社株主に帰属する当期純利益	5,494

# 計算書類

## 貸借対照表 (2026年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
( 資 産 の 部 )		( 負 債 の 部 )	
<b>流動資産</b>	<b>45,074</b>	<b>流動負債</b>	<b>7,762</b>
現金預金	25,357	工事未払金	3,697
受取手形	36	1年内返済予定の長期借入金	700
電子記録債権	2,280	未払費用	116
完成工事未収入金	11,795	未払金	193
契約資産	4,390	未払法人税等	1,167
有価証券	300	未払消費税等	840
未成工事支出金	466	契約負債	405
商品及び製品	15	賞与引当金	377
原材料及び貯蔵品	168	役員賞与引当金	40
関係会社短期貸付金	299	完成工事補償引当金	61
前払費用	131	前受収益	16
その他	56	その他	148
貸倒引当金	△224	<b>固定負債</b>	<b>1,454</b>
<b>固定資産</b>	<b>16,858</b>	長期借入金	100
<b>有形固定資産</b>	<b>7,999</b>	退職給付引当金	10
建物及び構築物	2,579	役員株式給付引当金	84
機械装置及び運搬具	143	繰延税金負債	564
工具器具備品	136	再評価に係る繰延税金負債	498
土地	5,128	資産除去債務	12
建設仮勘定	11	その他	184
<b>無形固定資産</b>	<b>67</b>	<b>負債合計</b>	<b>9,216</b>
<b>投資その他の資産</b>	<b>8,792</b>	( 純 資 産 の 部 )	
投資有価証券	5,095	<b>株主資本</b>	<b>49,419</b>
関係会社株式	1,808	資本金	6,889
投資不動産	1,562	資本剰余金	1,005
関係会社長期貸付金	41	資本準備金	999
破産更生債権等	10	その他資本剰余金	5
前払年金費用	142	<b>利益剰余金</b>	<b>49,260</b>
長期前払費用	21	利益準備金	722
出資金	0	その他利益剰余金	48,538
その他	147	別途積立金	38,000
貸倒引当金	△38	繰越利益剰余金	10,538
<b>資産合計</b>	<b>61,933</b>	<b>自己株式</b>	<b>△7,736</b>
		<b>評価・換算差額等</b>	<b>3,297</b>
		その他有価証券評価差額金	2,352
		土地再評価差額金	944
		<b>純資産合計</b>	<b>52,716</b>
		<b>負債・純資産合計</b>	<b>61,933</b>

## 損益計算書 (2025年4月1日から2026年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売上高	41,198
売上原価	32,004
売上総利益	9,193
販売費及び一般管理費	3,469
営業利益	5,724
営業外収益	2,005
受取利息配当金	1,355
為替差益	81
不動産賃貸料	404
その他	164
営業外費用	310
支払利息	7
不動産賃貸原価	222
貸倒引当金繰入額	43
その他	36
経常利益	7,419
特別利益	1,886
投資有価証券売却益	1,818
固定資産売却益	68
税引前当期純利益	9,306
法人税、住民税及び事業税	2,539
法人税等調整額	△267
当期純利益	7,034

## 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

### 独立監査人の監査報告書

2026年5月20日

明星工業株式会社  
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人  
大阪事務所  
指定有限責任社員 公認会計士 中尾志都  
業務執行社員  
指定有限責任社員 公認会計士 須藤公夫  
業務執行社員

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、明星工業株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、明星工業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
  - ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
  - ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
  - ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
  - ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
  - ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。
- 監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
- 監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

### 独立監査人の監査報告書

2026年5月20日

明星工業株式会社  
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人  
大阪事務所  
指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 中尾志都  
指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 須藤公夫

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、明星工業株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの第84期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査等委員会の監査報告書 謄本

### 監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2025年4月1日から2026年3月31日までの第84期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法 第399条の13 第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針は相当であると認めます。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年5月21日

明星工業株式会社 監査等委員会

常勤監査等委員 高瀬 善久 ㊟

監査等委員 上村 恭一 ㊟

監査等委員 岸田 光正 ㊟

監査等委員 西村 強 ㊟

監査等委員 高橋 理恵子 ㊟

(注) 監査等委員 上村恭一、岸田光正、西村強及び高橋理恵子は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

## 株主総会会場のご案内



会場

**北浜フォーラム** (大阪証券取引所ビル3階)  
会議室 A・B・C

大阪市中央区北浜一丁目8番16号 TEL. 06-6202-2311



日時

2026年6月25日(木曜日) 午前10時



交通

- 地下鉄堺筋線 北浜駅 1B番出口直結
- 京阪電鉄 北浜駅 27番・28番出口直結

※駐車場はございませんので、公共の交通機関をご利用ください。

当日ご出席いただいた際にサポートが必要な株主様は、会場スタッフへお声がけください。